

令和2年8月27日

都内商店街各位

東京都産業労働局商工部

「感染防止徹底宣言ステッカー」掲示に係る協力のお願い（依頼）

平素より、東京都の産業労働行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、集客施設を運営する事業者による施設の入口等への「感染防止徹底宣言ステッカー」（以下、「ステッカー」とする。）掲示を努力義務とする条例改正を行いました。

つきましては、対象となる会員である事業者の店舗・事業所へのステッカー掲示に御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、商店街をあげてお取組いただいた場合は、東京都のホームページにおいて公表するとともに、知事からお礼状を送付することを予定しております。御希望の際は、別紙「商店街における『感染防止徹底宣言ステッカー』掲示状況報告書」により御報告をお願いいたします。

記

1 対象

①9月30日（水）までに、②会員である事業者の店舗・事業所（※）の8割以上がステッカー掲示を開始していること。

※ 当該施設を利用してサービスを受けることを目的として主に不特定の者が集まる施設を表します。対象施設についてご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

『東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター』03（5388）0567

2 報告について

(1) 報告様式 : ア 「商店街における『感染防止徹底宣言ステッカー』掲示状況報告書」（別記様式）

イ ステッカー掲示施設一覧（任意様式又はそれに類するもの）

報告様式は以下よりダウンロードしてください。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/chiiki/miryoku/syoutengai-guideline/index.html>

報告様式のFAXでの送付を希望する場合は下記担当宛に連絡ください。

(2) 報告方法 : 郵送（下記、担当宛）

(3) 提出期間 : 9月1日（火）から10月30日（金）まで

担当 : 東京都産業労働局商工部地域産業振興課

商店街振興担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都庁第一本庁舎20階中央

電話 : 03-5320-4787（直通）